



第2回日本障害者虐待防止学会学術集会参加報告

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

地域連携部会 委員 谷本 亜希美

1、はじめに

第2回日本障害者虐待防止学会の学術大会が、「虐待防止における様々な立場の連携と協働」をテーマに令和元年12月15日東京で開催された。高齢者分野の日本高齢者虐待防止学会は、すでに16回の開催となっているが、高齢者と障害者の虐待には、共通する問題と、それぞれ特有の問題がある。双方で学術大会が開催され、情報・知識を習得できることは、「虐待早期発見義務と対応協力義務」が法律上課されている司法書士にとって、また、後見業務を通して高齢者・障害者の双方と関わるリーガルサポート会員として大変有意義なことであると考えられる。以下大会に参加しての報告をする。

2、大会プログラム報告

- ・第1部 学会企画シンポジウム「福祉サービス提供者における虐待を考える」
- ・第3部 研究発表／実践報告
- ・第4部 問題提起型ラウンドテーブル

(1) シンポジウムは、「障害者・児童・高齢者を超えて」をテーマに、コーディネーターに元毎日新聞論説委員の野沢氏を迎えて行われた。厚生労働省の障害分野の虐待防止専門官である片桐氏より虐待対応状況調査の結果・分析について、障害者福祉施設従事者等による虐待発生要因は、これまで同様、教育・知識・介護技術に関する問題が1位であり、対策として、虐待防止研修の効果的なプログラム開発研究や、「障害者虐待防止と対応の手引き」の研究による改定予定についての報告があった。続いて厚生労働省の児童分野の情報支援専門官である末武氏より児童虐待防止について、児童の意見をくみ上げる「子どもの権利ノート」の活用、被措置児童等虐待防止のため「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づく虐待防止の徹底、児童の養育の記録の作成などの取組が報告された。高齢分野から、千葉県多古町地域包括支援センターの平野氏より、多古町の取組事例である「タコ足ケアシステム」について、自治体と施設事業所や商店等の地域ネットワーク活動を行った結果、施設と地域住民の距離が縮まり、施設職員の専門性を地域で活かした活動や、施設間、専門職・他分野との繋がりができたといった効果の発表があった。

コーディネーターの野沢氏より施設におけるガバナンスについての課題を問われ、片桐氏より障害者施設の通報義務者であるリーダークラスの虐待が増えているが、通報が遅れると、虐待がエスカレートし、重篤な事案となるため、早く通報することの重要性が語られた。末武氏からは、支配構造のため児童の意見が取り入れられないことや、施設職員が育たない、相談相手がいないといった施設従事者側の環境面での問題点が指摘された。平野氏は、施設従事者の病気への理解不足からの憎悪や閉ざされた空間での負担等についての問題を訴えた。また、全分野で共通する

難しい利用者に対応できる人材育成については、障害分野より強度行動障害の分野で、研修内容のリニューアルや障害者の行動分析を基にしたアプリの開発も行っているとの報告があった。通報の受け手の問題点について、養護者による虐待に比べ、障害者福祉施設従事者等による虐待は、事実確認までに時間がかかっているが、確認側の自治体職員の知識の問題や、広域施設の日程調整などの理由が考えられるとの指摘があった。

(2) 研究発表・実践報告では、大阪人間科学大学の吉池氏より、イギリスの訪問アドボカシー提供体制を援用して第三者が入所施設を訪問し、入所者の意見表明を支援する仕組みについての研究が発表された。日本女子大学の正田氏からは、障害者入所施設における「あらゆる家事業務を生活支援員が行っている」といった実態に対し、家電製品の設置や家事作業面を配慮した建物設計による環境改善が虐待防止につながるという発表があった。また、東都大学の野村氏より自治体の養護者支援の取組についての報告があったが、これについては、厚生労働省のホームページに報告書が公表されている。日本女子大学の小山氏からは、障害者虐待対応状況調査の分析結果に基づく未然防止、再発防止、重度化防止に向けて効果的だと思われる自治体の取組の視点・留意点の提案があり、これも厚生労働省のホームページに公開されている。

(3) ラウンドテーブルでは、まず、「施設内研修の在り方・虐待防止委員会の運営など」について、社会福祉法人南高愛隣会の吉岡理事から、同施設の虐待に対する再発防止のための体制整備について、新人・中堅・ベテランと層を分けたグループワークの実施、虐待防止委員会の設置（各地区に1名以上の委員と定期的な入替）による多くの目に触れる仕組みや、虐待が発生した際の対応フロー図の作成、支援技術向上のための研修内容の改良、支援員の業務環境の改善といった取組が発表された。社会福祉法人フラットの林理事長からは、研修による人材育成について、研修対応の職員1名を配置し、同じ研修を5回行い、職員全員が受講できる体制作りや、役割分担を明確にし、支援員が本来の業務に集中できるような組織作りについての発表があった。会場からは、虐待発生後、職員が同じ方向性を見出すことは難しいといった意見があった。

続いて「現場のジレンマ、司法の論理－『鍵』の問題あれこれ」では、社会福祉法人三和会の藤澤理事長から同施設での状況や取組についての説明があり、大石弁護士より身体拘束についての法的問題点についてと、身体拘束が許される三要件についての説明があった。本人の同意があれば許されるというが、意思・判断能力が十分でない場合が多く、本人の同意を得ることが強要になる可能性についての問題が指摘された。

3、まとめ

虐待の割合では、高齢者より障害者の方が多くなっているが、虐待防止法や学会は、高齢者の方が先発であり、その分取組や研究も障害者の分野で応用できるものもたくさんあるといえる。障害、高齢、児童それぞれについて「施設の風通しを良くする」といったことは、虐待防止において全分野共通の改善点ではないかと思う。児童養護施設での障害児童の増加といった報告もあり、児童が障害者、その後高齢者となる等、それぞれの分野で共有すべき問題、課題は多く、すべての分野間の風通しを良くし、垣根を超えた連携、支援の必要性を感じた。